

コスモエネルギーホールディングス株式会社

代表取締役社長 桐山 浩

問合せ先:コーポレートコミュニケーション部

証券コード:5021 <https://ceh.cosmo-oil.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報1. 基本的な考え方 **更新**

コスモエネルギーグループでは、「私たちは、地球と人間と社会の調和と共生を図り、無限に広がる未来に向けての持続的発展をめざします。」をグループ理念として掲げています。当社グループでは、上述の「コスモエネルギーグループ理念」およびこれを推進し達成するための具体的指針としての「コスモエネルギーグループ企業行動指針」に基づき、「経営の透明性・効率性の向上」「迅速な業務執行」「リスクマネジメントおよびコンプライアンスの徹底」を推進しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 **更新**

＜対象コード＞

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取り組み等】

＜自社のサステナビリティについての取り組み＞

・当社は、サステナビリティ方針とその取り組み状況について、統合報告書「コスモレポート」、有価証券報告書、招集通知等で開示しております。2021年3月に、グループ理念を再定義し、「サステナビリティの基本的な考え方」を定め、めざすべき2050年の社会の実現に向け、当社グループの重要なESG課題(マテリアリティ)を新たに特定しました。当社のサステナビリティの考え方や方針、取り組みについては、当社ホームページをご参照下さい。

<https://ceh.cosmo-oil.co.jp/csr/index.html>

＜人的資本、知的財産への投資等について＞

・人的資本への投資等について、統合報告書「コスモレポート」等で開示しておりますが、今後更なる開示の充実を検討してまいります。
・知的財産への投資等について、現在開示しておりません。開示が求められる無形資産の範囲も鑑みて、各情報の開示の適否、その範囲、及び手段を検討してまいります。

＜気候変動への対応について＞

・当社は2020年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース(以降「TCFD」)の提言に賛同を表明しました。気候変動に関わる情報の適切かつ積極的な開示に取り組んでまいります。さらに、今回の賛同表明を機に、当社グループの事業領域全般において、気候変動がもたらすリスクおよび機会をより一層意識した中長期的な事業戦略の策定を進め、未来に渡って安心・安全なエネルギーを途切れることなく提供し、持続可能な社会づくりに寄与してまいります。

【補充原則4-2-2 サステナビリティについての基本方針、経営資源配分等の実効的な監督】

・2021年3月の取締役会において、グループ理念を再定義し、「サステナビリティの基本的な考え方」を定め、サステナブル経営の基本方針について決議しました。2021年4月より、取締役会の下にサステナビリティ戦略会議を設置し、サステナビリティに関する取組みを全面的に検討・推進するための枠組みを整備しており、サステナビリティに関する対応については定期的に取締役会へ報告され、監督されています。

・また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた設備投資、知的財産・無形資産および人的資本などへの経営資源配分に関する実効的な監督方法については、今後も引き続き検討し、充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 **更新**

【原則1-4 政策保有株式】

・当社グループは上場株式を保有する場合は必要最小限の保有とし、取引の安定維持・拡大や資金調達の安定化等の観点から当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると考えられる株式を保有する方針としております。当社グループでは毎年、株式保有に伴う便益が資本コストに見合っているかを検証することに加え、株式の価格変動リスクや発行体企業の中長期的な当事業への貢献等を踏まえ、全銘柄について保有意義を検証し、取締役会で議論を行い、保有意義が認められない場合は売却を進めています。その結果、政策保有株式の銘柄数は、2021年3月末時点で22銘柄(うち上場会社4銘柄)となりました。

・上場株式の議決権行使にあたりましては、会社提案・株主提案を問わず、発行会社および当社の中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また当社としての保有意義を毀損するかどうか、を総合的に判断し行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

- ・取締役会は、法令および取締役会規程に基づき、取締役の競業および利益相反取引の承認を適切に行っています。
- ・関連当事者間の取引については、法令に基づき、有価証券報告書に記載しています。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

<多様性の確保についての考え方、その状況>

- ・当社グループは、グループ企業行動指針に「多様性の尊重」を掲げており、その指針の下、人材活用の取り組みについての基本方針「人材活用方針」を以下の通り定めています。
- ・この基本方針の下、グループ事業の競争力強化、ならびに新たな企業価値を創造し会社・個人が持続的に成長するため、多様性を尊重した人材の活用に取り組んでいます。あらゆる多様な社員が能力を最大限に発揮できる環境を整え、より公平・公正な処遇で報いるなど、各種の制度や施策の立案・実行、環境の整備を行うことで、多様性の尊重・確保を進めています。

【人材活用方針】

- 1)あらゆる社員の多様性を尊重し、公正に処遇することで、その一体感を促す
多様な価値観を尊重し、年齢、性別、国籍、職種、所属、職歴に関わらず、あらゆる社員が公正に処遇され、能力を最大限に発揮できる環境づくりを行います。
- 2)会社が求める役割、職責、目標に対し、能力を最大限に発揮した人に報いる
それぞれの社員に求められる役割、職責、目標を明確にし、能力を最大限に発揮した社員に報います。
- 3)グループ全体の収益意識向上を促す
当社グループ全体の収益、成長に「こだわり」を持ち、自ら課題を設定して課題の解決に取り組むことができる社員を育成していきます。
- 4)個の強化を促す
それぞれの社員に求められる育成課題に対し、業務目標や行動計画を明確にして自律的キャリアの形成や行動変容を促し、その成長を評価していきます。

<女性社員の管理職比率と登用(女性の活躍推進)>

- ・多様性の実現に向けては女性活躍の推進を優先課題とし、2020年度の女性管理職比率(※)は4.0%ですが、2022年度は6.0%を目標に掲げています。また、女性管理職のベースとなる女性採用比率についても、2022年度は50%をめざしています。
- ※女性管理職比率および女性採用比率は、コスモ石油株式会社雇用元の基幹職社員を対象とし、社外への出向者を含んでいます。
- ・これらの数値目標の達成に向け、女性活躍推進に向けた諸施策として意識改革や働き方改革を進めるとともに、積極的な採用や管理職への登用、および育成、能力に応じた適切な配置等に取り組んでいます。
- ・また、女性活躍を始めとした多様性の確保に向け、働き方改革、男女共同参画への意識改革等にも積極的に取り組んでいます。

【働き方改革】

- ・フレックスタイム制度やテレワーク勤務制度など「時間や場所に捉われない働き方」の実現
- ・生産性の向上、ワークライフバランスの推進を目的とした「労働時間の適正化」の促進

【意識改革】

- ・女性がキャリアイメージを描きやすくするための社内外女性先輩社員との交流会の開催
- ・男女両方を対象とした「キャリアデザイン研修」や「育児と仕事の両立セミナー」の開催
- ・男性の育児参画を促進するための「出産休暇(有給の特別休暇)」や「育児休業の一部有給化」の制度化
- ・上司向けダイバーシティ、マネジメント研修の実施

【その他】

- ・「インクルージョン」を前提とした障がい者の活躍推進

<中途採用者・外国人の管理職比率と登用>

- ・中途採用者は多様性を構成する重要な人材と考えており、執行役員や取締役への登用も行われています。今後とも積極的な採用および育成、能力に応じた適切な配置等に取り組んでいます。
- ・外国人については、国籍等によって他の社員と特段の差が生じるとは考えていないため、現時点では管理職登用の目標策定等は行っておりません。多様性を高めるべく、国籍に関わりなく積極的に採用・育成を進め、管理職への登用を進めています。

【原則2-6 企業年金アセットオーナーとしての機能発揮】

- ・当社グループは、企業年金の積立金の運用につき、四半期毎に担当役員に対して実績報告を行い、年度毎に経営執行会議において運用方針の見直しを行っています。
- ・また、定期的に人事部門・経理部門・財務部門にて構成される年金連絡会を行い、専門性および受給者保護の観点から健全に年金資金の運用ができる体制を構築しています。
- ・運用機関に対しては、運用実績や運用体制、運用プロセス等を勘案し、総合的に評価、モニタリングを行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i) 会社の目指すところ(グループ理念等)や経営戦略、経営計画
グループ理念、経営戦略、経営計画等につきましては、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。
<グループ理念><https://ceh.cosmo-oil.co.jp/company/vision.html>
<第6次連結中期経営計画><https://ceh.cosmo-oil.co.jp/ir/mediumterm/pdf/6thmediumterm.pdf>
- (ii) CGIに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「Ⅰ 1. 基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続き

・取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会が決定しております。ただし、基本報酬については、当社全体の業績等を勘案しつつ迅速に意思決定を行うため、2020年度まで、2018年5月10日付け取締役会決議に基づき、代表取締役社長 社長執行役員（桐山浩）にその決定を委任していました。なお、基本報酬の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会の審議を経ることとし、審議内容と異なる基本報酬を決定する場合には当委員会に対し説明することとしておりました。2021年度からは、基本報酬を含むすべての報酬等の内容について、取締役会にて決定しています。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の決定については、会社法第361条第3項の定めに従い、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

・当社は、中長期的な業績の向上と企業価値および株主価値増大へのインセンティブ、株主との利益共有、チャレンジ精神奨励、ならびに報酬決定・評価プロセスの透明性と客観性の確保を基本方針とする業績連動性を高めた役員報酬制度を採用しています。
・当社は、報酬決定・評価プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役会は、指名・報酬諮問委員会による審議結果を踏まえ、取締役・執行役員の報酬に関する方針・制度等を決定します。
詳細は、本報告書「Ⅱ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」および「Ⅱ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名にあたっての方針と手続き

・当社は経営陣幹部の選任および監査等委員を含む取締役の指名に関して、当社の理念および環境認識を踏まえて、取締役・執行役員として不可欠な企業倫理とコンプライアンスの精神に加えて、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる者に求める要件として「構想力」「実行力」「対人影響力」「リーダーに相応しい人格・品格・倫理観」を設定し、これらの要件を備えた取締役・執行役員を指名することを基本方針としています。

・また、当社は、経営陣幹部の選解任および監査等委員を含む取締役の指名におけるプロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、当社グループの求める人材要件への適合性をはじめとした多面的な人材評価情報や毎期の業績評価結果等を踏まえて、取締役・執行役員がその責務を継続的に全うできるか否かの確認や取締役・執行役員の候補者案の審議を行い、取締役会に答申します。

・なお、当社グループの求める人材要件については、当社を取り巻く環境や置かれた状況の変化等を適時適切に反映したものとなっているかどうかを指名・報酬諮問委員会において検証し、必要に応じて見直しを行います。

取締役の選任状況や委員会の概要につきましては、本報告書「Ⅱ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」および「Ⅱ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

(v) 取締役の選解任・指名についての説明

当社は、取締役候補者の経歴、重要な兼務状況、保有株式数、選任理由を株主総会招集通知に記載しています。

【補充原則4-1-1 経営陣への権限委任】

・当社では取締役会規程に、法令および定款に定める事項のほか、当会社の経営に関する基本方針および重要事項を協議決定するものと定めています。

・それ以外の業務執行の決定については、経営の迅速化を図るため、代表取締役社長に委任しており、経営執行会議、サステナビリティ戦略会議等の下位の会議体および当該業務の担当役員等に権限委譲しています。

【補充原則4-1-3 後継者計画】

当社は後継者計画に関して、社長の後継者育成を当社グループの持続的成長を支える最重要戦略のひとつと位置づけ、後継者候補の選定における透明性と客観性を確保し、人材配置や外部トレーニング機会の提供等を通じて当社グループの社長としてふさわしい能力と資質を有する後継者の育成を図ることを基本方針としています。

・後継者の育成期間においては、後継者候補群について、当社グループの求める人材要件への適合性をはじめとした多面的な人材評価や毎期の業績評価を行うとともに、各人の育成状況に応じた人材配置案の検討・実施、外部トレーニング機会の提供等を通じて計画的な育成を行い、将来に向けた研鑽を支援します。指名・報酬諮問委員会は、多面的な人材評価情報や毎期の業績評価結果についての情報提供を受け、後継者候補群と育成計画の妥当性を継続的に確認します。

・最終候補者の選定においては、複数の候補者群から当社グループの社長としてふさわしい能力と資質を十分に有する最終候補者を社長が選定し、指名・報酬諮問委員会に起案します。指名・報酬諮問委員会は社長からの起案内容の妥当性について審議を行い、取締役会に答申します。

【補充原則4-3-2 資質を備えた CEO の選任】

社長の選任に関して、社長は、当社グループの求める人材要件への適合性をはじめとした多面的な人材評価情報や毎期の業績評価結果をもとに、複数の候補者群から候補者を選定し、指名・報酬諮問委員会に起案します。指名・報酬諮問委員会は社長からの起案内容の妥当性を確認し、取締役会に答申を行います。

【補充原則4-3-3 CEO 解任手続き】

指名・報酬諮問委員会は、人材要件や業績基準等に照らして、社長の解任に関して取締役会への付議する必要があるか否かを毎期審議します。審議の結果取締役会への付議が必要と判断された場合は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会が社長解任の是非を決定します。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えています。

独立性の客観的判断のため、当社は、東京証券取引所が定める独立役員の判断基準をさらに厳格にしたものとして、以下のとおり独立性基準を定めています。

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、当該社外取締役が十分な独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

- (1) 当社グループの業務執行者(注1)
- (2) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)(注2)またはその業務執行者
- (3) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ア. 当社グループの主要な取引先(注3)
 - イ. 当社グループの主要な借入先(注4)
- (4) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (5) 当社グループから年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士
- (6) 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者
- (7) 社外取締役の相互就任・派遣関係となる会社の者
- (8) 近親者が上記(1)から(7)までのいずれか((4)及び(5)を除き、重要な者に限る)に該当する者
- (9) 過去5年間において、上記(2)から(8)までのいずれかに該当していた者
- (10) 前各項目の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

(注1)当社グループとは当社の連結決算対象会社となっている企業をいい、業務執行者とは現在または過去に当該株式会社、子会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者をいいます。

(注2)大株主とは、当事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいいます。

(注3)主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいいます。

(注4)主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいいます。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

取締役会の諮問機関として、役員を選解任、後継者計画および報酬の決定プロセスに関する透明性と客観性を確保することを目的として過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬諮問委員会を設置しており、委員長を独立社外取締役とすることで独立性を担保しております。詳細は、本報告書、P.8.9【任意の委員会】をご参照ください。

【指名・報酬諮問委員会の構成】

委員長 浅井 恵一取締役(独立社外取締役)
委員 高山 靖子取締役(独立社外取締役)
桐山 浩代表取締役社長(社内取締役)

【補充原則4-11-1 取締役のスキルマトリックス、取締役選任に関する方針・手続】

- ・取締役会は、指名・報酬諮問委員会での審議結果を踏まえ、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できるよう、定款に定められた枠内で取締役の人数を決定します。
- ・また、取締役会が専門知識や経験、国際性等のバックグラウンドが異なる取締役で構成されるよう取締役の指名を行います。
- ・また、当社は、取締役・監査等委員の指名において、企業戦略の立案・実行、適切な経営判断に加え、グループ理念および経営課題を鑑み、特に重要な知識、能力等を一覧化したスキルマトリックスを作成しており、当該スキルマトリックスは、統合報告書「コスモレポート」および、株主総会招集通知で開示しています。
- ・なお、取締役会は、コーポレート・ガバナンスにおいて必要とされる透明性と客観性の向上を目的として、独立社外取締役を3名選任しており、そのうち2名は、他社での経営経験を有しています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、株主総会招集通知において、各役員の兼務状況を開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

・事前のアンケートの結果やディスカッションに基づき、取締役会においてその実効性評価を行い、その結果の概要を自社ウェブサイトにて開示しています。

<https://ceh.cosmo-oil.co.jp/ir/management/pdf/evaluation.pdf>

【補充原則4-14-2 役員のトレーニングの方針】

・当社は、取締役およびその候補者の業界知識や専門知識の更なる向上を図るために、社内研修並びに年1回のトップ層研修を実施しており、また、必要に応じて社外講習等の受講の機会を提供しております。

・当社は、取締役の就任以降、当社および中核事業会社(精製、販売および石油開発部門)の事業内容に関する各部門長との面談のほか、当社グループ会社における中東の石油開発設備、風力発電サイト、製油所およびサービスステーション等主要施設の視察を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

・当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下のような施策を実施する方針としています。

(i) 株主との対話に関する面談の対応者(経営陣等)の指定

株主との対話は、IR部門の担当役員が統括し、面談の対応者(経営陣等)の選定を含め適切に対応するものとしています。

(ii) 対話を補助する社内関連部門の有機的な連携のための方策

株主との建設的な対話の実現に向けIRを担当する部門が中心となり、社内関連部門との必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っています。

(iii) 個別面談以外の対話手段の充実に関する取り組み

個別面談以外の対話手段として、四半期毎に機関投資家向け決算説明会を実施し、その内容を当社ホームページで公開しております。

また、国内外の株主への建設的な対話のためのツールとして、当社ホームページにおける、会社関連情報の充実や、個人株主向けの株主通信およびコスモレポートの発行等、情報発信を行っています。

(iv) 株主の意見・懸念に対する効果的なフィードバック

株主との対話において把握した意見・懸念等は、定期的に経営陣へフィードバックしています。

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

インサイダー情報が漏洩しないように、決算発表前の一定期間においては、サイレント期間を設定し、投資家との対話を制限しています。

2. 資本構成 更新

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	13,300,100	15.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,125,700	9.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,585,200	6.58
株式会社みずほ銀行	2,522,512	2.97
関西電力株式会社	1,860,000	2.19
コスモエネルギーホールディングス取引先持株会	1,679,900	1.98
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,580,300	1.86
株式会社三菱UFJ銀行	1,580,003	1.86
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,422,047	1.67
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	1,362,326	1.60
支配株主(親会社を除く)の有無	—	
親会社の有無	なし	

補足説明 更新

上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 8,125,700 株

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 5,585,200 株

三井住友信託銀行(株)により2020年2月20日付で、(株)みずほ銀行により2021年9月2日付で、野村證券(株)により2021年10月6日付で、公衆の縦覧に供されている大量報告書(変更報告書)がそれぞれ提出されておりますが、上記大株主状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月

業種	石油・石炭製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上 50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
アブダッラー・ムハンマド・シャディード	他の会社の出身者												
アリ・アル・ダヘリ	他の会社の出身者												
井上 龍子	弁護士												
高山 靖子	他の会社の出身者												
浅井 恵一	他の会社の出身者								△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、

当該法人の業務執行者) h 上場会社の取引先(d, e 及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ) i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ) j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ) k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
アブダッラー・ムハンマド・シャディード				アブダッラー・ムハンマド・シャディード氏は、主に Mubadala Investment Company (MIC)で航空宇宙部門や防衛部門において、航空機整備事業の事業管理から航空宇宙部門の戦略構築並びに資産管理にわたる経営管理業務に従事してきました。経営戦略の構築および実行ならびに経営管理に関する経験から社外取締役として経営を適切に監督していただけることを期待し、これを通じて取締役会の機能強化が図られるものと判断して、同氏を社外取締役として推薦するものです。なお、当社の大株主である Infinity Alliance Limited の親会社にあたる MIC は、石油、石油化学、ガスおよび再生可能エネルギーといった広範なエネルギービジネスへ投資しており、同氏のこれまでの実績および経験から期待される当社グループへの提言等は、少数株主の利益に反するものではなく、当社グループの企業価値の甲につながるものと判断しております。
アリ・アル・ダヘリ				アリ・アル・ダヘリ氏は、石油・ガス業界において、経営管理・調達等の多岐にわたる事業部門に長年従事し、現在は幅広い視点で Mubadala Investment Company (MIC)のアラブ首長国連邦国内向け投資部門を率いています。石油業界に関する豊富な経験から、当社の業務執行に対する監督等の役割を果たしていただいております。引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、これを通じて取締役会の機能強化が図られるものと判断して、同氏を社外取締役として推薦するものです。なお、当社の大株主である Infinity Alliance Limited の親会社にあたる MIC は、石油、石油化学、ガスおよび再生可能エネルギーといった広範なエネルギービジネスへ投資しており、同氏のこれまでの実績および経験から期待される当社グループへの提言等は、少数株主の利益に反するものではなく、当社グループの企業価値の向上につながるものと判断しております。
井上 龍子		○		井上龍子氏は、農林水産省にて国内外における食料の安全保障や農林水産業の成長産業化等に携わってきました。また、2017年の弁護士登録後は弁護士として活躍され、2019年からは日鉄物産株式会社の社外取締役に就任しております。同氏の農林水産省での経験や現在の弁護士および社外取締役としての知見から、当社の属する業界にとらわれない視野にて当社の業務執行に対する監督・助言等をいただけることを期待し、これを通じて取締役会の機能強化が図られるものと判断して、同氏を社外取締役として推薦するものです。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

高山 靖子	○	○		高山靖子氏は、株式会社資生堂においてサステナビリティ関連の部長職、同社監査役等を経験後、複数の上場企業にて社外取締役および社外監査役に就任しており、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、経営の監査・監督を実践しております。引き続き、これらの経験・知見を活かした適切な経営の監査・監督が期待できるものと判断し、監査等委員である取締役として推薦するものです。
浅井 恵一	○	○	浅井 恵一氏が取締役を務めていたKHネオケム株式会社と当社グループの間には石油製品の売買等の取引がありますが、2020年度の当社グループ連結売上高に占める相手方への売上高は0.3%未満であることから、同氏は十分に独立性を有していると判断しています。	浅井恵一氏は、三菱商事株式会社に入社後、石油販売、需給、精製等の石油事業の各部門を経験し、米国やインドに駐在する等、ほぼ一貫してエネルギー部門における国際ビジネスに携わってこられました。2013年には株式会社リチウムエナジージャパンの取締役副社長に、また2014年からはKHネオケム株式会社の代表取締役社長に就任する等、会社経営全般に豊富な知見と経験を有することから経営の監督が期待でき、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏を監査等委員である取締役として推薦するものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、専任者を配置しています。なお、当該専任者の独立性を確保するため、任命・異動・懲戒等の人事権に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人(有限責任あずさ監査法人)と定期的に会合を持ち、当社および子会社における業務執行状況ならびに財産の状況等に関する報告を受けるとともに、相互の情報共有、意見交換を実施するなど緊密な連携を図っています。また、内部監査部門より定期的に、内部監査結果についての報告を受け、内部統制システムの適正性を評価するとともに、必要な追加監査および調査等について指示を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
------------------	------------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

更新

当社は、取締役の候補者および報酬の決定プロセスに関する透明性と客観性を確保することを目的として、過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬諮問委員会を設置しています。

当委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っており、取締役の候補者案と報酬制度について審議し、取締役会への答申を行います。当委員会の事務局は、秘書室に設置しています。

・2020年度出席状況

神野取締役（委員長） 7回中7回

高山取締役 7回中7回

桐山社長 7回中7回

・2020年度 指名・報酬諮問委員会の活動状況

2020年度は、指名・報酬諮問委員会を合計7回開催し、主に以下の議題について審議しました。

	審議・確認事項(指名分野)	審議・確認事項(報酬分野)
2020年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の役割・機能の最新環境に関する報告 2020年度スキルマトリックス策定 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年役員報酬実績のレビュー 2020年度役員報酬制度の確定 報酬開示内容の確認
2020年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> 人材要件の変更要否の確認 役員目標内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 論点整理と2020年度検討課題の明確化
2020年8月13日	<ul style="list-style-type: none"> 今後の取締役体制の検討 	
2020年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> 後継者指名等に関する現行プロセスの確認 	
2020年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> 当社および中核3社役員の業績評価について 役員多面評価の結果確認 	<ul style="list-style-type: none"> 経営者報酬を取り巻く環境に関する報告 現行の報酬方針の妥当性に関する検証 報酬制度の内容確認と検討課題への対応
2021年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> 当社及び中核事業会社の役員人事 指名制度の開示案検討 	<ul style="list-style-type: none"> 社外取締役報酬の検討
2021年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 2021年度スキルマトリックス策定 2020年度実効性評価 	<ul style="list-style-type: none"> 個人評価の報酬反映の検討 マルス・クローバック条項の検討 2020年度実効性評価

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら、社外取締役が業務執行者を務める法人・団体との取引関係等を勘案のうえ、独立社外取締役を選任しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、中長期的な業績の向上と企業価値および株主価値増大へのインセンティブ、株主との持続的な利害共有、チャレンジ精神奨励と報酬決定・評価プロセスの透明性、客観性の確保を基本方針とする業績連動型報酬制度を導入しています。

同制度は、定額報酬である基本報酬およびインセンティブ報酬で構成されます。インセンティブ報酬は、各事業年度の連結経常利益1000億円(在庫評価損益を除く)を100%達成水準とし、0~200%で連動する年次インセンティブ報酬(賞与)および当社 TSR(Total Shareholder Return、株主総利回り)の対 TOPIX 成長率および連結ネット D/E レシオ(有利子負債比率)に基づき50~150%で連動する中長期インセンティブ報酬で構成されます。

当社は、中長期インセンティブ報酬として、役員報酬 BIP(Board Incentive Plan)信託と称される株式報酬制度を採用しています。

業績連動型報酬制度は、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役を除く)および執行役員を対象としています。

ストックオプションの付与対象者

なし

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

区分	支給人数 (名)	報酬等の額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	業績連動報酬 (年次インセン ティブ) (百万円)	非金銭報酬 (中長期インセン ティブ) (百万円)
取締役(監査等委員を除く)	11	513	204	99	209
(うち社外取締役)	(4)	(28)	(28)	(0)	(0)
取締役(監査等委員)	4	73	73	0	0
(うち社外取締役)	(2)	(38)	(38)	(0)	(0)
合計	15	586	277	99	209

※上記のうち非金銭報酬は、当連結会計年度を評価対象期間に含む株式報酬について費用計上した額を記載しております。

また、有価証券報告書において、報酬等の総額が1億円以上であるものについて、役員ごとの報酬等の総額および種類別の額を記載しております。2020年度にかかる役員ごとの報酬総額および種類別の額は以下のとおりであります。

桐山 浩(取締役) 総額175百万円 (内訳:基本報酬62百万円、賞与35百万円、株式報酬76百万円)

※上記のうち株式報酬は、当連結会計年度を評価対象期間に含む株式報酬について会計処理(費用計上)した額を記載しており、実際に株式交付ポイントへと転換して得られる金額とは異なります。なお、当連結会計年度に付与した株式報酬の基準ポイントの全数が株式交付ポイントへと転換された場合、桐山浩が得られる株式報酬について、基準ポイント算定日の株価に基づく金額は46百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第3回定時株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の上限を年額6億円、監査等委員である取締役の金銭報酬の上限を年額9千万円としています。また、株式報酬制度において当社が拠出する金員の上限を対象期間ごとに4億円としております。

役員に付与される総報酬の水準、および基本報酬、年次インセンティブ報酬、中長期インセンティブ報酬の構成比率については、社外コンサルタントが運営する「経営者報酬データベース」を分析データとして用い、国内大手企業における役員報酬水準および報酬構成の最新状況との客観的なベンチマーク分析に基づき妥当性を検証し、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で決定されます。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役専属のスタッフを配置し、会議資料の事前配布・説明および情報提供等のサポートを適宜行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
森川 桂造	相談役	業界団体、経済団体等の社外活動	報酬有	2020/06/25	1年更新
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			1名		
その他の事項					

長年当社の経営に携わった経験・知見を活かし業界団体等の活動や顧客との関係維持のための活動に従事しておりますが、当社の経営および業務執行のいかなる意思決定にも関与いたしません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、統治形態として監査等委員会設置会社を選択し、監査等委員会および会計監査人を設置しています。また、任意の機関として指名・報酬諮問委員会を設置することにより、取締役・執行役員の選任と報酬決定のプロセスの客観性・透明性を確保しています。

(1) 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（男性6名うち外国籍の社外取締役2名、女性独立社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち社内取締役1名（男性1名）、独立社外取締役2名（男性1名、女性1名））で構成され、経営の基本方針等重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督しています。また、社外取締役を招聘することにより、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っています。

(2) 監査等委員会

独立社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成される監査等委員会（男性2名、女性1名）は、内部統制システムを利用して、取締役の職務執行、その他グループ経営にかかわる全般の職務執行の状況について、監査・監督を実施しています。委員長は独立社外取締役が務めています。

(3) 会計監査人

会計監査人として有限責任 ずさ監査法人を選任し、会計および会計に係る内部統制の適正および適法性について第三者としての視点より助言・指導を受けています。

(4) 内部監査

内部監査体制については、社長直轄のスタッフからなる監査室を設置し、経営執行会議に諮った年度毎の内部監査計画に則り社内および関係会社の業務活動に対して内部監査を実施しています。業務の改善に向けて具体的な助言・勧告を行うとともに、経営トップ、経営執行会議ならびに監査等委員会へ内部監査報告を実施するなど、内部監査機能の充実を図っています。

(5) 経営執行会議

経営執行会議は、社長執行役員を含む主要な執行役員、監査等委員である取締役により構成され、原則隔週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき業務執行に関する基本方針および重要事項を審議する業務執行の意思決定機関としています。

(6) 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、社内取締役1名、独立社外取締役2名の計3名で構成され、委員長は独立社外取締役が務めています。同委員会は、取締役会の諮問機関であり、役員の名・報酬に関する審議を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の比率を高め取締役会の監査・監督機能を強化することなどを目的として、監査等委員会設置会社の統治形態を採用しています。

また、当社では執行役員制度を導入し、経営の意思決定・業務執行の監督（取締役会）と業務執行を明確に分離しています。また、事業環境の変化に即応し、迅速な意思決定を行うため、一部の権限を執行役員に委譲しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の約3週間前を目途に招集通知を発送しています。また、開催日の約4週間前を目途に招集通知を当社ホームページ等に掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知、事業報告、連結・単体計算書類、監査報告書謄本および株主総会参考書類の英訳を、当社および議決権電子行使プラットフォームのホームページ上に掲載しています。
その他	株主総会招集通知、事業報告、連結・単体計算書類、監査報告書謄本、株主総会参考書類および株主総会会場案内図をホームページ上に掲載しています。 株主総会では、株主の皆様によりわかりやすくご理解いただけるよう、映像を用いて報告事項を説明しており、会場に出席できない株主の皆様を対象として株主総会のライブ配信を行っています。 加えて、株主の権利への対応方法・手順を、株式取扱規程、法定書類閲覧謄写等への対応要領等で定めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示方針については、ホームページ上に「ディスクロージャーポリシー」を公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社単独の説明会を実施していませんが、アナリスト向け決算説明会の様子をホームページ上に音声配信し、説明会資料も全て開示しています。 このほか、個人投資家向けサイトを開設し、株主通信を年2回発行するなど、機関投資家と個人投資家との間に情報格差を生じさせない工夫をしています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に説明会を実施しています。また、第2四半期決算(原則として11月上旬頃)および第4四半期決算(原則として5月上旬頃)の後に、トップマネジメントによる戦略説明ならびに決算の実績および業績予想の説明・質疑応答を実施しています。 第2四半期決算後・第4四半期決算後の説明会の様子については、音声および説明会資料を説明会と同日にホームページ上に開示しています。第1四半期決算(原則として8月上旬頃)および第3四半期決算(原則として2月上旬頃)については、経理担当役員による決算の実績および業績予想の説明・質疑応答を実施し、ホームページ上に音声、説明会資料および質疑応答要旨を開示しています。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	説明会を実施していませんが、アナリスト向け説明会の様子を英語に吹き替え、英文資料および質疑応答要旨とともにホームページ上に開示しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報(決算短信、説明会資料、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書およびエクセル形式でダウンロード可能な業績のヒストリカルデータ)をはじめ、株式・債券情報、用語集および発行物(株主通信、統合版コスモレポート(旧アニュアルレポート))を掲載しています。 個人投資家向けにも当社の業務内容等をわかりやすく解説した特別のサイトを開設しています。また、海外投資家向けには、日本語と同レベル(個人投資家向けサイトを除く)の内容を英文で提供しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	(担当役員)代表取締役専務執行役員 植松 孝之 (担当部署および担当者)コーポレートコミュニケーション部 IRグループ 長野 慎太郎	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、ステークホルダーに対して果たすべき社会的責任について「コスモエネルギーグループ企業行動指針」(2018年9月改定)に明記しています。また同指針の浸透を図るべく、全グループ社員を対象とした企業倫理・人権 e ラーニング研修を年1回実施すること等で周知徹底に努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、国連が提唱するグローバルコンパクトの基本原則(人権・労働・環境・腐敗防止)を尊重し、グループ理念の実現に向けて活動しています。連結中期サステナビリティ計画(2018~2022年度)においては、「気候変動対策」「労働安全衛生」「ダイバーシティと機会均等」「コンプライアンス」「安全操業・安定供給」等の10のマテリアリティを新たに特定し、KPIの達成に向けて取り組んでいます。SDGs実現に貢献すべく、サステナブル経営を推進し、持続可能な社会の実現に向け、サプライチェーンでの取り組みを推進しています。 石油開発事業では環境保全活動を重点施策と位置付け、環境への負荷をできる限り低減する取り組みを推進しています。産油国での環境保全活動として、原油生産の現場であるムバラス島において、マングローブの植林をはじめとする緑化や海洋でのサンゴの保護、海草の繁殖、希少種であるみさご(オスプレイ)の保護など幅広い環境保護活動に取り組んでいます。国内では、事業所周辺の里山を「コスモの森」として整備・保全し、次世代に継承していく里山保全活動に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コスモエネルギーグループ企業行動指針」において、経営の透明性を旨とし、株主・投資家等への適時・適切な情報開示のみならず、経営方針・事業内容をより知っていただくために、誠実で積極的なコミュニケーションを行うことを方針として掲げています。当社グループを取り巻く多様なステークホルダーへの情報開示にあたり、各種ガイドラインを参考にした統合報告書「コスモレポート」の発行および当社ホームページにて、編集方針を開示します。
その他	(多様性の確保) ・【補充原則2-4-1】を参照 (健康増進に向けた取り組み) <健康経営について> 当社では、品質の高い製品・サービスを安全かつ安定的に供給するためには、社員が心身ともに健康で、能力を最大限に発揮する環境が不可欠と考え、社員が健康を保ち、生き生きと働ける環境の整備に取り組んでいます。 疾病の予防・早期発見・早期治療に注力しており、本人の健康増進および受動喫煙被害を防ぐため就業時間中禁煙や人間ドック・二次検査受診のための有給の特別休暇を制度化しています。 <推進体制> 人事担当役員、人事部、健康保険組合による健康経営推進ワーキンググループにて主な取り組みを実施し、サステナビリティ戦略会議にてKPI進捗等を報告しています。 ※体制図や取り組みは当社ホームページをご参照ください。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】

当社は、コスモエネルギーグループ理念および企業行動指針を實踐し、職務を適正かつ効率的に執行するため、当社および当社グループ会社の取締役および使用人等の職務執行の体制、これを支えるためのリスクマネジメント・内部監査の体制および監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しています。

【内部統制システムの整備状況】

当社は、グループ理念を実現するために、「コスモエネルギーグループ企業行動指針」を制定し、遵法精神を踏まえた倫理観のある企業行動の徹底に努めています。コスモエネルギーグループ理念および企業行動指針を實踐し職務を適正かつ効率的に執行するため、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社およびグループ各社の取締役・社員の職務執行、リスクマネジメント・内部監査、監査等委員会による監査の体制を整備・運用しています。

2020年度は、内部統制を統括する組織として4つの委員会(企業倫理・人権委員会、安全・リスクマネジメント委員会、環境・社会貢献委員会、情報公開委員会)を開催し、当社グループ会社のサステナビリティ活動実績・評価を審議し、そのうち重要なものについて、経営執行会議及び取締役会に報告しました。各委員会についてはサステナビリティ推進部または関係部署がその運営を補佐し、当社グループをあげて重点的かつ積極的な取り組みを進めました。

2021年度は、上記4委員会を廃止し、社長執行役員を議長とするサステナビリティ戦略会議を設置しました。サステナビリティ戦略会議は、当社の役員および企画部門長をはじめ、中核事業会社の社長および企画部門長、監査等委員で構成されます。当戦略会議において、連結中期サステナビリティ計画の活動の実績・評価を行い、重要なものを取締役会に報告しています。また、サステナビリティ戦略会議の実務機関として、サステナビリティ推進部長を事務局長とするサステナビリティコミッティを必要に応じて開催いたします。

このほか、全社員へのコスモエネルギーグループ企業行動指針・グループ理念カードの配付、当社グループの役員および社員を対象とした定期的なモニタリング調査や企業倫理研修を実施することなどとして、コンプライアンスの徹底を図っています。

また、社員からの相談および通報に対して適切に対応し、企業倫理の確立を目的としたコスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口(ヘルプライン)を社内外に設置しています。通報者に対しては、匿名性を確保するなどの不利益回避措置を講じています。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、取締役会規程、経営執行会議規程、業務規程、決裁権限規程等により、職務の効率的な執行を図っています。

取締役の職務にかかる情報の保存および管理に関する体制については、取締役会規程、情報管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理しています。

なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムについては監査室が評価機能を有し、当社グループ全体の内部統制システムを評価および改善しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

「コスモエネルギーグループ企業行動指針」の第6章「誠実な企業であり続けます」の中で「反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行いません。また、マネーロンダリングに関与しません。」と定めています。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社では、上記基本指針に則り、反社会的勢力(不当要求、悪質勧誘等)対応マニュアル等を策定し、不当要求情報の収集・管理等の業務を行うほか、各事業所からの相談に応じるとともに、適宜関係当局と連携する体制を構築しています。

また、当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)、三田地区特殊暴力防止対策協議会および公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター(暴追都民センター)に加盟しており、各種研修会への参加や情報収集活動を行っています。

啓発活動としましては、年に1回、当社グループ全社員に対する企業倫理研修を通じて、「コスモエネルギーグループ企業行動指針」の理解を深めるとともに、その浸透度をモニタリングすることで周知徹底を図っています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 基本方針

当社は、ステークホルダーの皆様から信頼される企業を目指し、主に財務情報など経営に関する重要な情報を適時・適切に開示するとともに、非財務情報についても積極的に開示することを基本方針としています。

2. 情報開示基準

当社は、会社法、金融商品取引法(フェア・ディスクロージャー・ルールを含む。)等の諸法令および東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という。)を遵守します。諸法令や適時開示規則では開示が必要とされない情報につきましても、当社を理解していただくために有効と判断した場合は積極的に開示していきます。

3. 情報開示の方法

適時開示規則で開示が必要とされる情報につきましては、東証の「TDnet(適時開示情報伝達システム)」で開示後、原則として速やかに当社ホームページに掲載します。適時開示規則では開示が必要とされない情報につきましても、当社ホームページへの掲載等により広く開示します。

4. インサイダー取引の未然防止

当社は、重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を定め、グループ社員全体への周知徹底と啓発活動を促進しています。

5. 業績予想及び将来情報の取り扱い

当社が開示する計画、見通し、経営目標等のうち、歴史的事実でないものにつきましては、その時点で入手可能な情報による当社の判断および仮定に基づいています。実際の業績につきましては、さまざまな要素により、見通し等と大きく異なる可能性があります。なお、業績に影響を与える要素には、経済情勢、原油価格、石油製品の需給動向および市況、為替レート等が含まれますが、これらに限るものではありません。

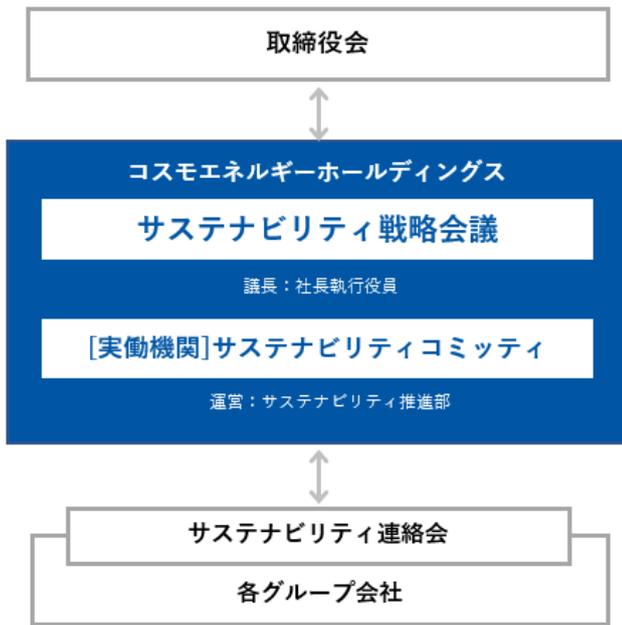
6. 沈黙期間(情報開示を制限する期間)

当社では、重要な会社情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するため、原則、各四半期決算末の翌日から決算発表日まで(約1ヶ月)を「沈黙期間」とし、決算に関わる問い合わせへのコメントや回答は控えさせていただいています。なお、「沈黙期間」でも既に公表されている情報に関しての問い合わせには対応させていただきます。但し、この期間中に適時開示に該当する事実が発生した場合には、適時適切に開示します。

7. 社内体制

決定事実および発生事実につきましては、法務総務部の精査を踏まえて、適時開示規則に従い開示が必要と判断される場合は、取締役会、経営執行会議等を経て、東証に適時開示を行っております。適時開示規則で開示が必要とされない情報につきましても、上記1記載の方針に基づき、コーポレートコミュニケーション部が、マスメディアや当社ホームページへの掲載を通じて、広く情報開示を行います。2020年度は、ESG情報について異なる部門のメンバーで構成された組織横断的な「情報公開委員会」を設置し、多角的な視点から開示すべき情報を確認・検討しました。2021年度以降は、上記委員会を廃止して「サステナビリティ戦略会議」を設立し、社長執行役員が議長を務め、ESG情報の討議を行ってまいります。

◀内部統制体制図▶



《適時開示に係る社内体制図》

